



悪質な点検商法に注意!

秋は大雨や台風による災害が多くなる季節。被害に遭わないか不安に思うの に乗じて、リフォーム業者が突然訪問し「自宅の点検をしないか」「火災保険を使って修理しないか」などと言われお願いしたところ後でトラブルになる、という相談が寄せられています。

事例① 「近くで工事をしている」という業者が来て、「お宅の屋根が傷んでいるように見えたので、ついでに点検しますか?」と言われて頼んだ。業者に「このままでは雨漏りする」と言われ、すぐに契約したが、後で必要のない契約だと分かった。

⇒訪問販売は、不意打ち性が高く、冷静な判断ができずに契約に至ってしまうケースがあります。業者に急かされてもすぐには契約せず、複数の業者から見積もりをとりましょう。修理や工をする際は、家族等に相談し、本当に必要な契約か比較検討しましょう。

事例② 「火災保険を使って屋根の修理をしないか」と業者が訪れ、「保険の範囲内で

修理する、自己負担はない」と言われ契約した。保険会社には、2年前の台風で壊れたと言うように指示され困った。

⇒経年劣化した部分の修理は、火災保険の保険金は支給されません。保険会社に申請する際に、業者が関わっていることを隠すようにとか、嘘の説明をするように言われた時は、きっぱりと断りましょう。

事例③ 独り暮らしの高齢の父が、外壁工事の契約をしていた。父は認知症があり、契約時のことをよく覚えていない。

⇒コロナ禍で、離れて暮らす父母等と疎遠になりがちです。こまめに連絡を取り、不審な契約がないか注意しましょう。

訪問販売で契約した場合、契約から8日間はクーリング・オフ(頭を冷やして考える期間)ができます。クーリング・オフ期間が経過しても、おかしい、納得できないと思った場合には、消費生活センターに相談しましょう!

消費生活センター(本庁舎2階) ☎(23)8899 / FAX(23)8820

■栃木市人事行政の運営等の状況(概要)

栃木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、令和2年度の栃木市の人事行政運営等の状況について、次のとおり公表します。詳細は、市ホームページに掲載しています。

問合せ先 職員課 ☎(21)2351

1 職員数に関する状況 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		2年度	3年度		
一般行政	議会	10	10	0	
	総務	256	271	15	業務増
	税務	66	63	▲3	事務の統廃合
	民生	223	223	0	
	衛生	71	81	10	業務増
	労働	1	1	0	
	農林水産	56	40	▲16	事務の統廃合
	商工	33	37	4	業務増
	土木	121	107	▲14	事務の統廃合
	小計	837	833	▲4	
特別行政	教育	171	157	▲14	事務の統廃合
	消防	190	192	2	業務増
	小計	361	349	▲12	
普通会計		1,198	1,182	▲16	
公営企業等	水道	27	26	▲1	事務の統廃合
	下水道	25	23	▲2	事務の統廃合
	その他	64	63	▲1	事務の統廃合
	小計	116	112	▲4	
合計		1,314	1,294	▲20	

2 職員の給与に関する状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (R2年度末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度 人件費率
2年度	157,929人	89,440,884千円	4,693,804千円	11,598,483千円	13.0%	17.3%

*人件費(B)には、職員給料・手当のほか、事業費支弁職員人件費、議員、各種委員、特別職の給与、報酬が含まれています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
3年度	1,191	4,627,203千円	762,237千円	2,081,828千円	7,471,268千円	6,273千円

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢(令和3年4月1日現在)

	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	331,269円	43.5歳
技能労務職	297,295円	55.4歳

*1. 一般行政職とは、戸籍、年金等の受付や福祉、経理等の業務に従事する事務職員と土木建築等の設計監理業務などに従事する技術職員です。
2. 技能労務職とは、自動車運転手、用務員や道路補修作業員などです。

(4) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分	給料月額	
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円
技能労務職	高校卒	143,000円

*一般行政職には行政職給料表が、技能労務職には技能労務職給料表が適用され、異なった給与体系になっています。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	250,939円	348,555円	374,850円
	高校卒	-	-	357,367円

*経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(6) 行政職給料表適用職員の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	主査	副主幹	課長補佐	課長	部長	
職員数	46	222	131	294	156	83	94	19	1,045
構成比	4.4%	21.3%	12.6%	28.1%	14.9%	7.9%	9.0%	1.8%	100.0%

(7) 職員手当の状況

(令和3年4月1日現在)

手当の種類	支給額等																	
扶養手当	<p>支給対象者 (1) 配偶者 (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹 (3) 満60歳以上の父母及び祖父母 (4) 重度心身障がい者</p> <p>支給額(月額)</p> <table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>1人につき10,000円</td> </tr> <tr> <td>父母等</td> <td>1人につき6,500円</td> </tr> <tr> <td>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子</td> <td>1人につき5,000円加算</td> </tr> </table>	配偶者	6,500円	子	1人につき10,000円	父母等	1人につき6,500円	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	1人につき5,000円加算									
配偶者	6,500円																	
子	1人につき10,000円																	
父母等	1人につき6,500円																	
満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	1人につき5,000円加算																	
地域手当	<p>支給対象者 全職員 支給額(給料月額+管理職手当+扶養手当)×支給割合 支給割合は3%</p>																	
住居手当	<p>支給対象者 住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <p>支給額(月額)</p> <table border="1"> <tr> <td>借家</td> <td>28,000円以内</td> </tr> </table>	借家	28,000円以内															
借家	28,000円以内																	
通勤手当	<p>支給対象者 (1) 交通機関等を利用する職員 (2) 自動車等を使用する職員</p> <p>支給額(月額)</p> <table border="1"> <tr> <td>交通機関等利用</td> <td>55,000円以内</td> </tr> <tr> <td>自動車等使用(通勤距離に応じ)</td> <td>2,000円から31,600円まで</td> </tr> </table>	交通機関等利用	55,000円以内	自動車等使用(通勤距離に応じ)	2,000円から31,600円まで													
交通機関等利用	55,000円以内																	
自動車等使用(通勤距離に応じ)	2,000円から31,600円まで																	
時間外勤務手当	<p>正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・勤務日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×125/100 ・週休日における時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×135/100 ・午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合</p>																	
期末手当 勤勉手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.275月分</td> <td>0.95月分</td> <td>2.225月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.275月分</td> <td>0.95月分</td> <td>2.225月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.55月分</td> <td>1.90月分</td> <td>4.45月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>勤勉手当の支給月数(管理監督職を除く)は、成績標準者に係るものです。(職制上の段階、職務の級等による加算措置有)</p>		期末手当	勤勉手当	計	6月期	1.275月分	0.95月分	2.225月分	12月期	1.275月分	0.95月分	2.225月分	計	2.55月分	1.90月分	4.45月分	
	期末手当	勤勉手当	計															
6月期	1.275月分	0.95月分	2.225月分															
12月期	1.275月分	0.95月分	2.225月分															
計	2.55月分	1.90月分	4.45月分															
退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">勤続年数</th> <th colspan="2">支給率</th> </tr> <tr> <th>自己都合</th> <th>応募認定・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695月分</td> <td>24.586875月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395月分</td> <td>33.27075月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575月分</td> <td>47.709月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.709月分</td> <td>47.709月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>定年前早期退職特例措置として、2~45%の加算があります。</p>	勤続年数	支給率		自己都合	応募認定・定年	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
勤続年数	支給率																	
	自己都合	応募認定・定年																
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分																
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分																
勤続35年	39.7575月分	47.709月分																
最高限度額	47.709月分	47.709月分																

(8) 特別職の報酬等

区分	報酬等月額
市長	1,020,000円
副市長	840,000円
教育長	680,000円
議長	535,000円
副議長	465,000円
議員	420,000円

*市長は平成30年7月1日から報酬等月額の30%を減額しています。
*副市長は令和2年7月1日から報酬等月額の15%を減額しています。
*教育長は令和2年7月1日から報酬等月額の10%を減額しています。

3 公平委員会の業務の状況

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 該当なし
- (2) 不利益処分等に関する不服申し立ての状況 該当なし
- (3) 職員からの苦情の処理の状況

相談処理件数	2件	処理件数	1件
--------	----	------	----

屋根・外壁塗り替え、リフォーム請負

高度な技術で新築時のあの輝きと感動を
丁寧・安心・信頼のリフォームを行います。

日本塗装工業会会員・栃木県知事許可(般-2)第14124号

オオアク建装工業株式会社 🔍 検索
栃木市箱森町51-28 ☎0282-22-5981

経営・会計・税務・国際税務のパートナー
[資産継承・相続準備]のご相談を承っております
(関東信越税理士会所属)
板倉公認会計士事務所
公認会計士・税理士 板倉 聡
税理士 板倉 優 公認会計士 日向野 司 司法書士 三輪 誠
税理士 松嶋 央行 税理士 大島 康
〒328-0125 栃木市吹上町691-1 TEL0282(31)3682-FAX0282(31)3683 E-mail:itakuras@ita-trust.jp

かたづけ屋☆栃木です!!
夏ニモマケズ
かたづけ
やー☆(V)
★/ 机・椅子・家具・衣服・家電など / 遺品処理 / 空き家バンク / 建物等解体工事 / ★
株式会社 くりかい
【本社】栃木県栃木市宮町55番地1
☎0282-30-1632
栃木市指定一般廃棄物許可業者
栃木市指令第66号【一般廃棄物収集運搬許可】